

出展規約

1. お申込み

1月27日（月）9:00～3月31日（月）15:00の期間、先着順により受付を行います。（申込は1社最大3ブースまで）

申込受理結果について、ご担当者宛にメールでご連絡し、その後、請求書にて出展者に出展小間料を請求します。

出展者は**2025年4月30日（水）**までに主催者指定の銀行口座に出展小間料を振込むものとします。なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。正当な理由なく振込みが遅延した場合、主催者は出展申込を取消することができるものとします。

2. 出展申込後の取消

出展申込後の小間の取消・内容の変更は原則として認めないものとします。但し、主催者が不可抗力と認め、取消・変更を承認する場合は、次のとおり出展者はキャンセル料を主催者に支払うものとします（主催者が出展者からの書面による取消・変更通知を受理した日を基準とする）。

キャンセル料

2025年7月1日（火）から11月17日（月）まで → 出展料金の70%

2025年11月18日（火）以降 → 出展料金の100%

※出展料とは、出展小間料金及びオプション料金（出展小間料金以外で、主催者と出展者間の直接契約から発生した費用）の合計金額（以下、「出展料」という）。

出展者が出展料をまだ支払っていないときは、速やかにこれを支払うものとします。出展者が既に支払った金額が上記相当額を超えているときは、超過分を主催者より返還します。

3. 小間位置の決定

小間位置はお申込みの先着順に決定いたします。小間位置決定後でも、会場レイアウトの都合上、出展場所の変更をお願いする場合がございます。

4. 小間の転貸等の禁止

出展者は自社分の展示ブースを主催者の承諾なしに転貸、売買、交換、あるいは譲渡することはできないものとします。

5. 出展物等の設置及び撤去

(1) 出展社は自ら費用を負担した上で、展示会場内外への展示品の輸送（必要となる全ての通関手続き、規制当局承認及び許可の手配を含む）、ならびに展示品や梱包材の保管を手配するものとします。

(2) 出展物等の会場への搬入と設置は、**2025年12月17日（水）13時30分～16時30分**に行っていただきます。小間内の出展物設置は、**2025年12月17日（水）15時まで**に着手しなければならないものとします。出展者が**2025年12月17日（水）15時まで**に自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で利用できる権利を有します。その際、出展者は、同日に出展の取消しがあつ

た場合のキャンセル料を主催者に支払うものとします。

(3) 会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際は必ず出展者は主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

(4) 小間内に出展物および装飾物等は、後日主催者より通知される時間内に撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは、出展者の費用で主催者により撤去および破棄されるものとします。

6. 展示場の使用

(1) 出展者は本展示会開催主旨に合致し、主催者に承認された商品のみ出展できるものとします。展示製品情報は、申込時に申請するものとします。

(2) 出展物および装飾物等は、すべて展示小間の中に収まるようにするものとします。出展物および装飾物等が展示小間からはみ出していた場合、主催者は当該小間の出展者に対し、その是正を要求することができるものとし、また、当該小間の出展者はただちにその是正要求に従うものとします。

(3) 他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を設置しないこととします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者が展示会運営上の立場からみて小間の変更が必要であると判断したときは、当該小間の出展者はその変更に同意するものとします。

(4) 実演または他の宣伝活動はすべて展示小間の中に限られるものとします（光の照射や臭気等の発生も含みます）。各出展者は実演または宣伝活動により小間近くの通路が混雑することのないように注意、配慮し、責任を持つものとします。

(5) 出展物実演の際、想定される危険や騒音、臭気、振動などに万全の対策を講じてください。実演によって隣接する出展者から苦情が出た場合、主催者は、音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物におよぶものとします。上記の制限または撤去の場合、主催者は出展者に対し出展小間料等の返金または撤去費用負担等の責任を負わないものとします。

7. 出展物の管理と免責

主催者は、天災、その他正当な不可抗力原因により生ずる損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）についてその責任を負わないものとします。

8. 物品の販売

出展者は、当日の現金、クレジットカード等による物品の販売は、原則としてできません。但し、安全衛生団体・機関等で主催者の承認を得た安全衛生関連図書の販売についてはこの限りではありません。

9. 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する損害について責任を負うものとします。

10. 展示会の変更・中止

(1) 主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な災害、天災、感染症の拡大等不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転等の開催概要の変更、または中止することがあります。

(2) 主催者が(1)に基づき、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転等の開催概要の変更を決定した場合であっても、出展者は、出展料を支払うものとし、既に支払った出展料について主催者は返金しないものとします。

(3) 主催者が(1)に基づき中止を決定した場合、以下のとおり出展料を返金します。なお、返金時の振込手数料は出展者が負担するものとします。(出展者の都合による出展キャンセルは、通常のキャンセル料がかかります。)

返金料金

2025年5月31日(土)まで

➡ 出展料金の100%

2025年6月1日(日)から12月16日(火)まで

➡ 出展料金の50%

2025年12月17日(水)(搬入・設営期間)

➡ 出展料金の30%

2025年12月18日(木)から19日(金)(会期中)

➡ 出展料金の0%

11. 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展者は主催者の定めるすべての規約を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

12. 個人情報の取扱いについて

(1) 出展者は、展示会等を通して個人情報を取得する場合は、個人情報保護法および、該当法令を遵守し、適法かつ適切な取得および管理・運営を行うものとします。利用目的を必ず公表または本人に通知し、その範囲内で活用するものとします。特に、第三者へ提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体(情報元)から同意を取得してください。また、来場者から「個人情報利用」についての拒否、またはデータの削除依頼があった場合は、それに従うものとします。

(2) 主催者が指定する各協力会社等から出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務等、出展者の便宜を図るため担当者名等の必要な情報を各協力会社に開示する場合があります。

13. その他

(1) 本展規約等は日本法に準拠し、本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。

(2) 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。